

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明等に関する自主行動規範

奈良県木材協同組合連合会

平成25年1月18日

最終改正 令和7年2月7日

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木製品とする措置を導入することとした。

また、政府は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を改正することにより、国等が調達するコピー用紙について、古紙以外に間伐材を原料として特に指定したところである。

一方、森林のもつ国土の保全や地球温暖化の防止などの公益的機能を高度に發揮していくためには、森林を適切に整備・保全することが必要である。とりわけ、利用可能な資源が充実しつつある我が国の人造林については、間伐を適時適切に進めることに加え、林地に放置される間伐材の積極的な利用が必要となっている。

また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく平成29年3月14日経済産業省告示第35号（以下「告示」という。）第6条において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第12号に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）」（以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第13号に掲げる「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第14号に掲げる「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められたところである。

この区分の下では、間伐材由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格等が適正に適用されない事態も懸念される。また、木質バイオマスについては、間伐材等で未利用のものが大量に発生している一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、このような既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要がある。

これらを踏まえ、奈良県木材協同組合連合会（以下「本会」という。）は、

- ・違法伐採対策として、合法性、持続可能性が証明された木材の供給
- ・コピー用紙の原料としての間伐材、とりわけ間伐材丸太の円滑な供給に資するとともに、間伐材を原料として使用したコピー用紙に対する消費者の信頼を得ていくため、コピー用紙の原料となる間伐材及び間伐材を原料としたチップの供給者による、これらについて間伐材由来であることの確認への取組
- ・再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びこれらを原料とするチップ等の供給に係る確認の取組

に当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

さらに、令和4年度以降のFIT・FIP認定案件(1,000kW以上)については、ライフサイクルGHGの基準が適用されたところであり、ライフサイクルGHGの算定に必要な情報が適切に収集、管理、伝達されるよう、本会の認定を受けた事業者が国内で発生する木質バイオマスの供給に当たり取り組むべき事項についても併せて定めるものとする。

(違法伐採に対する反対)

- 1 本会は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

(政府の取組への協力)

- 2 本会は、我が国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

(合法性等の証明された木材・木製品の普及の促進)

- 3 本会は、合法性、持続可能性の証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

(他の団体との連携)

- 4 本会は、違法伐採対策の実施に当たっては、他の木材産業関係団体及びNGO等との連携を図る。

(間伐材を原料として使用したコピー用紙の普及促進)

- 5 本会は、間伐材であることが証明されたコピー用紙の原料となる木材の供給等を通じ、間伐材を原料としたコピー用紙の普及促進に努力するものとする。

(既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進)

- 6 本会は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切な配慮をしながらこれを推進することに努めるものとする。

(会員事業者等の認定)

- 7 林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性証明のためのガイドライン」、「間伐材チップの確認のためのガイドライン」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に即して、「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明等に係る事業者等認定実施要領」を別途定め、本会の会員事業者等の認定を行い、合法性、持続可能性が証明された木材の供給及び間伐材であることが証明されたコピー用紙の原料となる木材の供給並びに間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

また、国内木質バイオマスを使用した発電案件のライフサイクルGHGの算定に必要な情報の収集・管理・伝達の取組についても、会員事業者等の申請に基づき、認定を行うものとする。

(情報の公開)

- 8 本会は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。